

議案第 28 号

令和 5 年度 川根本町簡易水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度川根本町の簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 3,500 戸
- (2) 年間総給水量 725,000 立方メートル
- (3) 1 日平均給水量 1,900 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 簡易水道事業収益	174,587 千円
第 1 項 営業収益	103,577 千円
第 2 項 営業外収益	71,010 千円

支 出

第 1 款 簡易水道事業費用	246,306 千円
第 1 項 営業費用	212,744 千円
第 2 項 営業外費用	4,903 千円
第 3 項 特別損失	27,659 千円
第 4 項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 25,517 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,025 千円、引継金 17,200 千円及び当年度分損益勘定留保資金 5,292 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	79,973 千円
第1項 工事負担金	90 千円
第2項 他会計出資金	45,571 千円
第3項 企業債	32,200 千円
第4項 基金取崩収入	2,112 千円

支 出

第1款 資本的支出	105,490 千円
第1項 建設改良費	33,280 千円
第2項 企業債償還金	72,209 千円
第3項 基金積立金	1 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金(固定資産計上分含む。)及び未払金の金額は、それぞれ23,252千円及び12,392千円とする。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 簡易水道事業、過疎対策事業

限 度 額 簡易水道事業 16,100千円、過疎対策事業 16,100千円

起債の方法 証書借入又は証券発行

利 率 年5.0%以内

ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金その他の資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法 政府資金及びその他借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 費用に計上した予算額に過不足を生じた場合における、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 11,841千円

(他会計からの補助金)

第9条 簡易水道事業の経営補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、23,738千円と定める。

令和5年3月1日提出

川根本町長 藺田靖邦